

令和6年第5回
志木市農業委員会総会議事録

令和6年5月23日

志木市農業委員会

令和 6 年第 5 回志木市農業委員会総会日程

令和 6 年 5 月 2 3 日（木）午後 2 時 0 0 分

第 1 開会

第 2 議事録署名委員の指名

第 3 議案

- （1）議案第 7 号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
- （2）議案第 8 号 『生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明』について
- （3）議案第 9 号 令和 5 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について

第 4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）

- （1）報告第 1 3 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る受理の決定について
- （2）報告第 1 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

第 5 協議事項

- （1）次回総会の日程について
- （2）その他

第 6 閉会

《議事録令和6年第5回》

志木市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年5月23日（木）午後1時50分から午後2時50分

2. 開催場所 志木市役所 2階 大会議室2-1

3. 出席委員（12人）

会 長	13番	田中 満男
委 員	1番	齊藤 正歳
	2番	細田 次男
	3番	細田 公雄
	4番	清水 隆司
	5番	小山 武英
	6番	三枝 将樹
	7番	金子 秀之
職務代理	9番	波澄 洋子
	10番	佐藤 浩之
	11番	志村 二美重
	12番	池ノ内 善和

4. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

第4 諸報告

第5 協議事項

第6 閉会

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	古屋 大輔
書記	小林 寛尚

6. 会議の概要

○事務局長

定刻前ではございますが全員お揃いですので、令和6年第5回志木市農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は、13人中12人でございまして、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

あらためまして、令和6年第5回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、3番 細田 公雄委員、4番 清水 隆司委員にお願いいたします。併せて、書記として小林主事を指名いたします。

それでは、

- (1) 議案第7号 『引き続き農業経営を行っている旨の証明』について
- (2) 議案第8号 『生産緑地に係る主たる従事者等についての証明』について
- (3) 議案第9号 『令和5年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価』について

事務局朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

それでは、議案第7号受付番号14番、17番から19番について、事務局から説明を求めます。

○小林主事 【事務局説明】

本案件は、相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き、行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第

32項により、納税の猶予に係る期限が確定する日までの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。受付番号14番については、田中満男会長より、受付番号17番については、小山武英委員に、18番、19番につきましては細田公雄委員にご同行いただいて、確認しております。この後、それぞれの担当委員よりご説明がございます。以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第7号受付番号14番について、私田中より説明、報告をいたします。本案件は、申請人である ■■■■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、11, 12ページをお開きください。市役所から県道をさいたま市方面へ進み、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。事務局と同行して、申請農地である■■■■■丁目■■■■■の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である ■■■■■ 氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします。次に受付番号17番につきましては、小山武英委員に説明、報告をお願いいたします。

○5番 小山委員

会長の指名がありましたので、議案第7号受付番号17番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、13ページをお開きください。市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■宗岡〇丁目の交差点を■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。事務局と同行して、申請農地である■■■■■丁目■■■■■他■筆の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。また、申請者である ■■■■■ 氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。次に議案第7号受付番号18番、19番につきましては、関連がございますので、一括して細田公雄委員に説明、報告をお願いいたします。

○3番 細田委員

会長の指名がありましたので、議案第7号受付番号18番、19番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である ■■■■■ 氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受けるに当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。申請地は、14ページから15ページをお開きください。市役所から県道をさいたま市方面へ進み、■■宗岡〇丁目の交差点を■■折、約〇〇メートルほど進んだ〇側の農地が申請地となります。

事務局と同行して、申請農地である■■■■■丁目■■■■■他■■筆の現地を確認したところ、〇〇や〇〇が栽培されており、適正に管理されておりました。

また、申請者である ■■■■■ 氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第7号について質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第7号は可決されました。ありがとうございました。

続きまして、議案第8号受付番号15番について、事務局から説明を求めます。

○小林主事【事務局説明】

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。こちらは、生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなれたり、故障で農業ができなくなったため、その農地を生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対して買取申し出を行う場合の添付書類となります。

今回、農業委員会に提出された主たる従事者等についての証明では解除する生産緑地について、受付番号15番の、■■■■■氏が健康であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうか、を審査するものでございます。

ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者を示しているものです。

受付番号15番の農地の状況につきましては、志村二美重委員に、ご同行いただいて確認してまいりました。

この後、志村委員よりご説明がございます。
以上でございます。

○田中会長

それでは、議案第8号 受付番号15番につきまして、志村二美重委員より説明、報告をお願いいたします。

○11番 志村委員

会長の指名がありましたので、議案第8号受付番号15番について、説明、報告を行います。本案件は、■■■氏の所有している生産緑地について、市に買取申し出を行うために証明を求めているものであります。申請地は、16ページをお開きください。

市役所から県道を志木駅方面へ進み、■■■の交差点を〇折、〇キロほど進み、■■交差点を〇折した後、〇〇メートル進み、〇〇を〇折、さらに〇〇メートル進んだ〇側の農地が申請地となります。

今回、■■■氏が故障したことに伴い、農業ができなくなったため申請があったものであります。事務局と同行して、申請農地である〇町〇丁目〇〇〇〇の現地を確認したところ、作付されていませんが耕運されており、適正に管理されておりました。また、■■■氏は、〇〇栽培を中心に経営を行っており、申請のあった生産緑地の主たる従事者でありました。

生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明を行うことについて特に問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、議案第8号 受付番号15番について質疑のある方の挙手を求めます。

○田中会長

質問、意見等がないようです。質疑を打ち切り、採決を行ないます。

本議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について、賛成の方の挙手を求めます。

○田中会長

全員賛成ですので、議案第8号受付番号15番は可決されました。

続きまして、議案第9号について、事務局から説明を求めます。

○小林主事【事務局説明】

6ページから9ページをご覧ください。

農業委員会は、農業委員会に等に関する法律第6条第2項の規定により、農業の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進といった農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされています。本市農業委員会においても昨年、指針案を作成し、承認いただいたとこ

ろです。この指針に基づき、毎年度ごとに、目標を設定し、点検・評価をし、公表することが義務付けられています。今回の議案では、「令和５年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、ご協議させていただきます。

○田中会長

それでは、議案第９号について、質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行ないます。

本議案、『令和５年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価』について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、

議案第９号は可決されました。

ありがとうございました。

続きまして、日程第４の諸報告に入ります。

(１) 報告第１３号『農地法３条の３第１項の規定による届出』について

(２) 報告第１４号『農地法５条第１項第６号の規定による農地転用届出』について
いずれも専決したものでございます。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

事務局朗読

○田中会長

ありがとうございました。

それでは、報告第１３号 受付番号２番につきましては、
細田公雄委員の報告を求めます。

○3番 細田委員

会長の指名がありましたので、報告第13号受付番号2番について、報告を行います。
申請地は、17ページをお開きください。市役所から県道を富士見市方面へ〇〇m進み、〇〇交差点を■折、〇〇m進み〇〇交差点を■折、〇〇m進んだ■側の農地が申請地となります。
今回、■■■氏と■■■氏が共有で所有している農地の所有権を■■■氏にすべて合併するものであります。また、申請者である■■■氏は、■■■氏とともに農業経営を行っており、何ら問題ないことを報告します。
以上です。

○田中会長

ありがとうございました。
次に、報告第14号 受付番号10番につきましては、
私、田中より報告いたします。
申請地は、18ページをお開きください。市役所から県道をさいたま市方面へ〇〇m進み、〇〇交差点を■折、〇〇m進み〇〇交差点を■折、〇〇m進んだ■側の農地が申請地となります。
現地は、〇〇となっております、今回の農地転用において、近隣の農地へ迷惑をかけるような工事や施設でないことから、何ら問題ないことを報告します。
以上です。
ただいまの報告第13、14号について、質問等がございましたらお願いいたします。

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、次に進ませていただきます。
協議事項に入ります。

(1) 『次回総会日程について』でございますが、

令和6年6月25日火曜日、午後2時、志木市役所2階 大会議室2-1で行う予定でございますが、よろしいでしょうか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

それでは、令和6年6月25日 火曜日、午後2時ということでよろしくをお願いいたします。

続きまして、

(2) 『その他』ということで何かありましたらどうぞ。

(なしとの声あり)

委員さんの方から特に何もないので、事務局から事務連絡をお願いいたします。

○事務局 古屋主幹【事務局説明】

それでは、事務局より、連絡させていただきます。

- ① コスモス畑の種まきについて
- ② 視察研修について

以上でございます。

○田中会長

以上をもちまして、令和6年第5回農業委員会総会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

令和6年5月23日

志木市農業委員会議長 田中 満男

3 番 細田 公雄

4 番 清水 隆司